

1. 建築物

[7]敷地内の通路

整備の基本的考え方

建築物の敷地の出入口から建築物の出入口までの通路等は高齢者や障害者等が安全かつ円滑に通行できるように配慮する。

整備基準

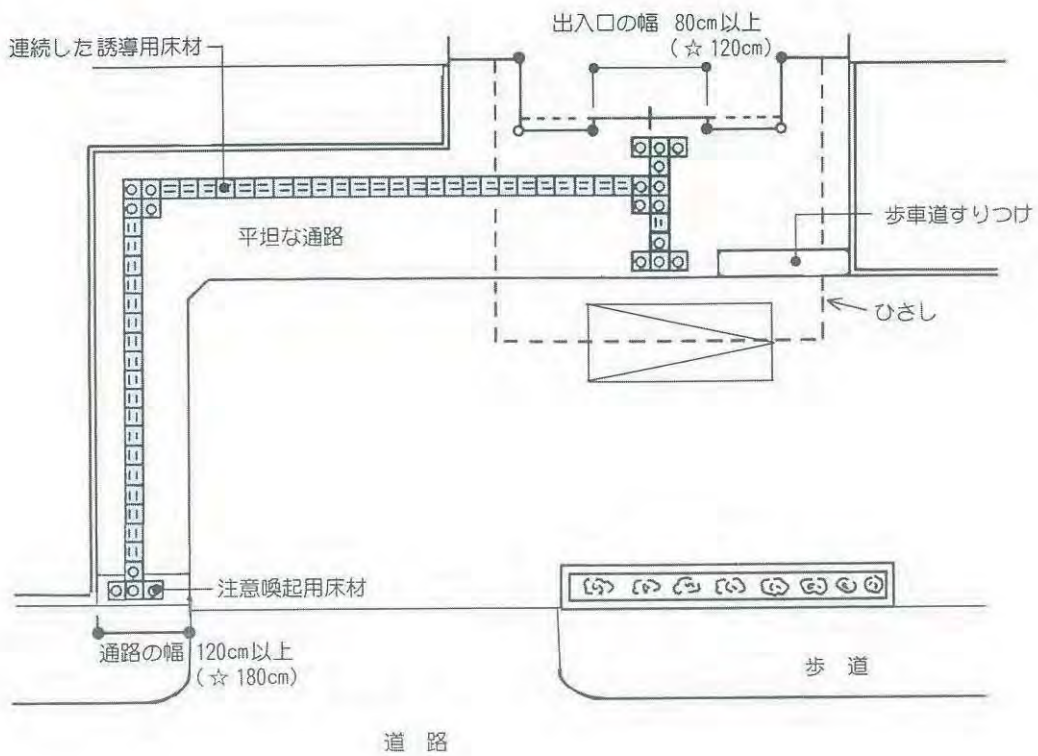
- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 積雪時の円滑な利用を確保するための融雪装置を設けること。ただし、その他の方法により除雪、排雪又は融雪の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (3) 段を設ける場合においては、当該段は、[3]階段の項イからニまでに定める構造に準じたものとする。
- (4) 直接地上へ通ずる各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地（以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - ロ 高低差がある場合においては、次の第6号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- (5) 建築物(自動車車庫、学校等及び共同住宅等を除く。)の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
 - イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 - ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

さらに望ましい基準

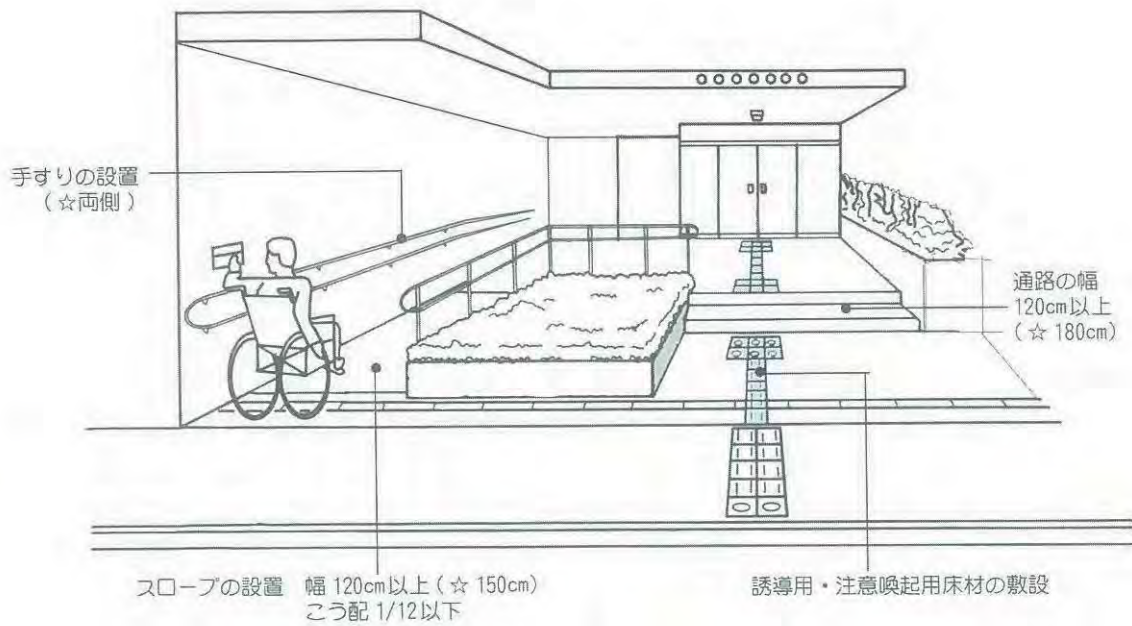
- ・ 手すりを両側に連続して設けること。
 - ・ 段の幅は、内法を150cm以上とすること。
 - ・ 段のけあげの寸法は、16cm以下とすること。
 - ・ 段の踏面の寸法は、30cm以上とすること。
-
- ・ 通路の幅は、180cm以上とすること。

参考解説図

敷地内の通路の仕様



通路に段差のある場合の例



整備基準

(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、[2]廊下の項第5号イからホまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

さらに望ましい基準

- ・ 幅は、内法を150cm（段を併設する場合にあつては、120cm）以上とすること。
- ・ こう配は、12分の1を超えないこと。
- ・ 傾斜路が同一平面で交差し、または接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場を設けること。
- ・ 手すりを両側に連続して設けること。

○解説

※直接地上へ通ずる出入口：玄関などの主要な出入口。

※空地：建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。

※車いす使用者用駐車施設：駐車スペースの脇に車いす使用者の乗降用のスペースを設けてあるもの。
([6]駐車場の項28頁、及び駐車施設96頁参照)

※120cm以上：人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。

※車いす使用者用特殊構造昇降機：階段脇等に取り付けるリフト形式の装置。(建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するもの)

※誘導用床材：周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(参考解説図参照)

※注意喚起用床材：周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。([2]廊下等の項14頁及び参考解説図15頁参照)

○配慮事項

- ・ 冬期の路面の凍結や積雪防止のため、ひさし等を設けること。
- ・ 通路面には、原則として排水溝は設けない。やむをえず排水溝を設ける場合は、車いす使用者の通行に支障のない溝ぶたを設けること。

参考解説図

敷地内通路整備のイメージ

※敷地内の通路には必要に応じて融雪装置等を整備する

